



# すみりんニュース

No.57

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15  
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

## この号の内容

- 「第25回住吉・住之江じんけんのつどい」全体講演の報告  
『“ぶらくさべつ”ってなくなるの～部落差別解消推進法の制定と課題～』・・・1-10
- 住吉隣保事業推進協会のうごき  
基礎教育保障学会第2回研究大会・フィールドワーク報告・・・10-11  
前田雅之 前専務理事のご逝去を悼む・・・11-12  
「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座1月例会の案内・・・12  
住吉部落史研究会の案内・・・12  
賛助会員を募集しています！／ご寄付のお礼とお願い・・・12

去る11月25日（土）『第25回住吉・住之江じんけんのつどいが、大阪市立住吉小学校、すみよし隣保館 寿をはじめ地域の関係施設を会場に開催され、239名の参加がありました。

今回の全体集会では、「“ぶらくさべつ”ってなくなるの～部落差別解消推進法の制定と課題～」と題して、公益財団法人住吉隣保事業推進協会の理事長である友永健三さんに講演いただきました。友永さんは、「部落差別解消推進法」が提案された理由、策定までの経過、内容と特徴、積極面と問題点、今後の課題などについて触れられました。

以下に紹介するのは、当日の講演のテープ起こしを要約したものです。この法律が公布・施行されて1年になりますが、今後、各方面でのこの法律の活用していくために、この講演要旨が活用されることを願っています。（事務局）

## ■「第25回住吉・住之江じんけんのつどい」全体講演の報告

# 『“ぶらくさべつ”ってなくなるの～部落差別 解消推進法の制定と課題～』

友永健三（公益財団法人住吉隣保事業推進協会）

### 1. はじめに

2016年5月19日、自民・公明・民進3党は、「部落差別の解消の推進に関する法律案」（以下、「部落差別解消推進法案」と略す）を議員提案で衆議院に提出。法務委員会で審議され、6月1日に継続審議となりました。その

後、9月の臨時国会で審議され、12月9日に参議院本会議で共産党を除く会派の賛成多数で可決成立し、12月16日に公布・施行されました。

今回、この法律が提案されてきた経過や法案の内容と評価、国会での議論、今後の課題等に

ついて考えてみたいと思います。まずここで強調しておきたいことが2点あります。

1点目は、この法律の略称についてです。略称は「部落差別解消法」と「部落差別解消推進法」、二通りあります。私は、後者のように「推進」を入れるべきだと考えています。その理由は、部落差別を解消する取り組みを積極的に「推進」していく必要があると考えるからです。

部落差別のなかには、“そっとしておけば、部落差別は自然になくなる”という「寝た子を起こすな論」とか、「自然解消論」といわれる考え方があります。意識調査からも3割ぐらいの人がそのような考え方を持っているとわかっています。なぜ何も知らない子どもたちが部落差別の意識を持つようになるのでしょうか。調べてみると周りのおとなたちが日常生活のなかで折に触れて子どもたちに間違っただけの考え方を教えていました。また、現在、インターネットで「部落差別」と打ち込むと、大量の情報が出てきます。そのうちの8割が差別情報です。我々が思っている以上に子どもたちや若者の方が間違っただけの差別的な情報にさらされています。そのような状況にあるにもかかわらず、学校教育や市民啓発で部落差別問題を教えなかったら間違っただけの知識だけがいつまでも伝わってしまいます。まずは“そっとしておけば自然に部落差別がなくなる”という考え方ではダメだということから部落問題の解決への一歩へ繋げていく必要があります。

2点目は、この法律が議員提案により成立した法律だということです。この法律は、自民・公明・民進3党の議員提案で衆議院に提出され、最終的に成立しました。法律を国会に提案する方法は、二通りあります。一つは政府が提案してつくる政府提案立法または閣法という方法。もう一つは、今回のように議員が法案をまとめて国会に提出してつくる議員提案立法です。今回の法律は、議員提案によるものです。

## 2. 法案策定経過

### <その1>

法律制定に向けて第一線にいた国会議員の提案者である山口壮さんがご自身のHPに法案の経過について掲載していました。山口さんは、自民党内の「部落問題に関する小委員会」委員長で、兵庫12区(姫路)選出の衆議院議員です。以下、山口さんのHPをもとに、経過を簡単に説明します。なお、当時、自民党の政調会長は稲田朋美さん、総務会長は二階俊博さんでした。自民党内での動きは後ほど、<その2>のところで触れます。

現在の与党は自民党と公明党です。この2つの党が与党なので政策責任者会合において承認をもらえば次に進めます。しかし、部落問題を解決するための法律なので、与党だけでなくできれば全会一致の方が良いので、野党にも働きかけました。結論から言うと共産党以外のすべての会派が賛成して今回法律ができました。

では、なぜこの法律を提案してきかというかと、部落差別が残念ながら今も存在するからです。特にインターネットで新しい時代の差別が起きているからです。差別がまだあるのにもかかわらず、2002年3月に特別措置法はなくなりました。その後、部落問題に限定した法律はないままでした。しかし、何もしなかったかといえばそうではありません。1つは2002年に「人権擁護法案(閣法)」という法案が提出されました。しかし、衆議院が解散になり廃案となりました。2012年には、民主党政権が「人権委員会設置法」という法案を提出しましたが衆議院が解散になり、この場合も廃案になりました。

2002年3月以降、部落問題に関する法律がない状態がずっと続いてきました。そこで部落解放同盟和歌山県連合会が働きかけることによって、2015年11月、東京で二階さんが実行委員長となって和歌山県内の全ての自治体をまきこんだ集会を行い、自民党の中に「部落問題に関する小委員会」ができました。

### <その2>

#### 和歌山県の独自集会 稲田朋美政調会長講演

自民党は、国会で最大与党、単独で過半数の議席を持っています。その自民党が国会に法律

を提案する党内の手續として、政調会と総務会の両方の委員会の承認が必要となります。稲田政調会長と二階総務会長が「やろう」となれば基本的に自党内では、次のステップに進めます。そのことを踏まえて、二階さんが実行委員長となって「人権課題解決に向けた和歌山県集会」を2015年11月16日に東京で開催し、稲田さんを講師として招きました。稲田さんは講演で、「包括的な法律は、安倍内閣は考えていない。個別法で考える。部落差別に関してもインターネット上で問題が起きているとか、戸籍謄本の不正入手とか不動産の売買をめぐる差別があると聞いたのでそれに対してはなんらかの対処をしなくてはならないと思っている」と述べました。稲田さんは、人権擁護法案や人権委員会設置法のような、様々な差別や人権侵害に対応した「包括的な法律は考えていない」が部落問題については、問題が起こっているのだから何とかしなければならないとはっきり言ったわけです。この稲田さんの講演で政調会もクリアし、法案提出、策定へとつながっていきました。

### <その3>

#### 法案策定の具体的な流れ

- 3月10日 部落問題に関する小委員会を自党内に設置し、法務省からヒアリング
- 3月17日 自由同和会からヒアリング
- 3月24日 部落解放同盟からヒアリング
- 4月7日 稲積謙次郎さん(元総務庁地域改善対策協議会委員)からヒアリング
- 4月14日 炭谷茂さん(もと総務庁地域改善対策室長)からヒアリング
- 4月21日 「部落差別の解消の推進に関する法案」の審議
- 4月26日 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の審議
- 4月28日 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の法案の審査
- 5月13日 自民党政調審査会、および総務会です承

#### 自民党と公明党の

政策責任者会合において案文が正式に了承

5月17日 民進党政策決定機関で法案了承

5月18日 民進党法務部門会議で法案了承

上記のような流れでヒアリング・審議、法案策定が行われ、最終的には、最大野党の民進党にも共同提案者となってもらうための手續も経て、国会に提出されました。

### 3. 法案国会提出から設立まで

2016年5月19日に衆議院へ法案が提出され、5月20日に衆議院法務委員会での趣旨説明が行われました。5月25日、衆議院議員法務委員会で一度、審議が行われました。共産党の清水議員が質問し、提案者が回答しています。ところが第190回通常国会は、6月1日で会期がおしまいだったので継続審議となりました。9月26日に第92回(臨時会)が開会し、衆議院の法務委員会へ法案が付託され、10月28日に神谷昇さん(自民)、藤野保史さん(共産)、木下智明さん(日本維新の会)が質問しています。11月16日に藤野さんだけの反対で委員会としては、起立多数で可決しました(付帯決議を採択)。そして、11月17日に衆議院本会議で起立多数で可決されました。

法案は、次は参議院に移ります。11月30日に参議院へ付託。12月1日に参議院法務委員会で趣旨説明があり、西田昌司さん(自民)、有田芳生さん(民進・新緑風会)、小川敏夫さん(民進・新緑風会)、佐々木さやかさん(公明)、仁比聡平さん(共産)、高木かおりさん(日本維新の会)、糸数慶子さん(沖縄の風)、山口和之さん(無所属)による質疑応答



があり、参考人の出席を求めることを決定しました。12月16日に参考人として賛成側から、解放同盟中央本部書記長西島藤彦さん、京都産業大学灘本昌久さん、反対側からは、全国地域人権運動総連合会事務局長新井直樹さん、弁護士石川元也さんが出席しました。参考人の意見に対して、議員から質疑応答がありました。12月8日に参議院法務委員会で、西田さん、有田さんによる質問、仁比さんによる反対討論があり、挙手多数で可決されました（付帯決議を採択）。12月9日、衆議院本会議で賛成多数で可決成立。賛成は220、反対は14です。反対14人は、共産党の議員です。法律は12月9日に国会を通過しましたが、実際に法律として効き目を発揮（公布・施行）したのは、12月16日です。次に、法律の内容について説明します。

#### 4. 「部落差別解消推進法」の内容

##### 第1条「目的」

第1条では、目的を述べています。そのなかで「現在もなお部落差別が存在する」と法律で部落差別が存在すると明記しています。次に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と書いてあります。つまり部落差別のあらわれ方は時代とともに変わり、現在は、情報化の進展に伴いインターネット上の差別が新しい差別としてあらわれています。そして「部落差別が許されないものであるという認識のもとにこれを解消することが重要な課題」とも書いています。ここで重要なのは、部落差別が許されないものであると、はっきり法律の文言として明記されたことです。さらに「国及び地方公共団体の責務を明らかにする、そして部落差別のない社会を実現することを目的とする」とも書かれています。この一文は、2002年3月に特別措置法がなくなり、国と地方公共団体の責務はなくなったと知っている人がいますが、そうではないということをはっきり示すために記載されています。

##### 第2条「基本理念」

基本理念では、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めるよう努めること」により、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない」と書いています。下線を引いた部分が基本理念の中では大切なところです。今回、私は全体講演のタイトルとして、“ぶらくさべつってなくなるの？”というタイトルをいただきました。答えは、国民一人ひとりが理解し、努力すれば、なくなるということです。

国民一人ひとりが部落差別は許されないということをきっちりと理解すれば、絶対に部落差別はなくなります。それをこの法律では入れています。

去年できた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」と略す）や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイトスピーチ解消法」と略す）には、国民の責務という条文や規定がありますが、部落差別解消推進法にはありません。部落差別解消推進法では、国民の責務という表現ではなく、国民に対する期待という形で入っています。

##### 第3条「国及び地方公共団体の責務」

第3条では、「国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する」と書いています。この条文から、国には二つの責務があるということがわかります。一つは、国自体が部落差別解消に関する施策をやるということ、そしてもう一つは、地方公共団体に対して、情報の提供と指導と助言を行うことです。そして次に「地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関して、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と書いています。地方公共団体も部落差別の解消に向けて、その地域の実情に応じて施策を進め

なければならないのですが、そのとき留意する点があります。この第3条では、国に対しては「責務を有する」という言葉で終わり、あいまいさがありません。しかし、地方公共団体については、「努めるものとする」とあり、努力規定となっています。その理由は次の通りです。

2000年4月、地方分権一括法が施行されました。日本は、明治維新からこの法律が施行されるまで中央集権・上意下達型社会でした。ところが1980年代ごろから中央集権・上意下達型社会のあり方に対して疑問が出され、地方分権推進一括法という法律が制定されました。少なくとも法律の前においては、国と都道府県と市町村は対等の存在となりました。そのようなことから部落差別解消推進法で、地方公共団体に義務付ける法律の条文を作れば、地方分権推進一括法に違反します。だから努力規定になっているのです。

努力規定であっても今回できた法律を地方公共団体の責任において、重く受け止め、それぞれが担当している分野は、主体的にどんどんやっていくことが求められています。

#### 第4条 「相談体制の充実」

第4条では、「国が部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする」、「地方公共団体は、国と適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする」と書いています。的確に応ずる、体制の充実を図ると書いてあるのは、現在行われている相談が的確ではなく、体制も不十分だということを意味します。この条文によって、国や地方公共団体に対して、現在やっていることを見直してもらい、もっと的確に、そして充実してもらいたいと言えるわけです。

#### 第5条 「教育及び啓発」

第5条では、「国は部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消す

るため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と書いています。教育・啓発としては、2000年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）ができました。この法律では、部落問題についても教育・啓発をしなければならないとされました。しかし実際は、多様な人権課題に広がることで部落問題がほとんど取り上げられなくなってしまいました。そのような経過を見たときに今回、「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする」という条文が入ったことは、現状を見直してもらい機会として、とても重要な意味があります。

#### 第6条 「部落差別の実態に係る調査」

第6条では、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態にかかわる調査を行うものとする」と書いています。調査の実施を国に求め、地方公共団体は協力しなければならないとあります。調査内容については法案の審議やこの法律の条文を考慮したとき、インターネット上の差別情報や結婚差別に代表される部落差別事件、現在行われている相談、教育・啓発について調査を行う必要があります。

#### 5. 「部落差別解消推進法」の積極面と問題点 <積極面>

積極面として4点をあげることができます。

- ①部落差別が現在もなお存在し、許されないものであるとし、部落差別の解消推進を名称とした基本法的な内容を部分的に含んだ宣言法（理念法）である。
- ②国と自治体に、部落差別に関する相談に的確に応ずることを求めている（国は義務、自治体は努力規定）。
- ③国と自治体に、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うことを求めている（国は義務、自治体は努力規定）。
- ④部落差別解消に関する施策の実施に資するため、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別

の実態にかかわる調査を行うものと定めている。

### <問題点>

この法律には、大きな問題が3つあると私は思います。

①部落差別の被害者の効果的な救済のための新たな機関（人権委員会）の設置まで踏み込んでいない。

②悪質な部落差別に対する法的規制の必要性まで踏み込んでいない。

③当事者を含む学識経験者の参画を得た審議会の設置に関する規定が含まれていない。

だから今回の法律は、100点満点をあげることはできません。

### <特色>

これまで33年間あった部落問題に関わる法律は、すべて法律の中に期限が書いてありましたがこの法律には、期限が記載されていません。部落差別が解消されるまで有効な法律です。部落差別は、何年何月何日になくなると誰も言えません。なぜかと言えば、我々の努力にかかっているからです。そういう事柄の性格上、期限を定めることができなかったのです。

## 6. 立法事実

法律を作らなければならないような部落差別の実態があります。2002年3月に特別措置法がなくなって以降、全国的に起こった大きな問題だけを取り上げて紹介します。

2003年7月 京都市の税理士による息子の結婚にかかわる戸籍謄本不正入手事件

2004年12月以降 兵庫県宝塚市の行政書士による大量戸籍不正入手事件等

2011年11月 プライム事件（1万件に及ぶ司法書士らによる戸籍謄本不正入手事件）

2003年5月、2004年の10月、連続大量差別はがき事件、実行者逮捕、有罪

2005～2006年 新たな「部落地名総鑑」、電子版「部落地名総鑑」の発覚

2006年10月～2007年2月 愛知県差別サイト作成事件、実行者逮捕、有罪

2007年 土地差別調査事件の発覚

2011年1月 水平社博物館前での差別街宣事件、実行者に損害賠償を命じる判決

2012年11月 Y住宅販売会社差別事件

2015年5月 大量差別文書配布事件

2016年2月 全国部落調査復刻版販売事件  
現在、東京地裁で裁判中

上記のように戸籍謄本・住民票の不正取得などが相次いで発覚しました。現在は、プライバシー保護がとても厳しい時代になりましたが戸籍謄本や住民票は、個人情報保護法の対象ではありません。では、どうしたら良いのでしょうか。現在、600を超える自治体が本人通知制度を導入しています。みなさんのお住いのところで、ぜひこの制度を活用してください。

また、部落地名総鑑差別事件をご存知でしょうか。部落地名総鑑とは、全国の5300ぐらいの被差別部落の名前・住所・戸数・主な仕事などを都府県別に掲載した電話帳のような部厚いものです。これを企業に売りつけ、200を超える企業などが買っていました。2005年までに8種類の部落地名総鑑が売られていることがわかりました。2005年には、新たな2種類の部落地名総鑑と電子版「部落地名総鑑」が発覚しました。

最近では、鳥取ループ・示現舎を名乗っている人たちが戦前に中央融和事業協会が行った「全国部落調査」の結果報告書を手に入れ、その復刻版を販売するとインターネット上で予告しました。これは部落地名総鑑とほぼ同じ内容です。我々は販売を差しとめましたが、この人たちはインターネット上に地名総鑑と同様の内容を掲載しています。それだけではなく全国の

部落解放運動関係者リストをつくり1000人を超える人物名を載せています。私も私の了解なしに、住所と電話番号を勝手に載せられました。今、裁判を起こしています。

このような差別事件が実際に起こっているのに、何も法律がなくて良いのかということで、今回できた法律だということを知っておいてください。

12月1日、国会での審議の中で法務省が国会議員への回答として出したデータがあるので紹介しておきます。「人権侵犯処理規定に基づく「同和問題」に関する人権侵犯事件の救済手続き処理件数」は、2013年80件、2014年107件、2015年113件、「インターネット上の情報について同和問題に関して法務省がプロバイダーに対して削除申請した件数」は、2013年5件、2014年10件、2015年30件（内容は、差別表現・結婚交際に関するものなど）となっています。

## 7. 清水忠文（衆議院議員・共産）の質問と提案者の回答等

今回の法案に対して、3名共産党の議員が反対の立場から質問や意見を述べていますが、その内容は、2016年5月19日の清水議員のものと同様です。そこで、共産党の清水議員がどのような点でこの法律に反対したのかを紹介します。

### ○部落問題の捉え方をめぐって

法律に反対した人たちは、部落差別は、江戸時代までの古い身分制度の名残で、封建時代の悪習であり、遺物である。遺物なので基本的にはなくなった、なくなったのになぜ「部落差別解消推進法」を作るんだということを言っています。ところがこの法律を提案した人たち、あるいは私たちは、「部落問題は封建時代の遺物ではなく、歴史性をもった近現代社会の社会問題だ」と認識しています。

### ○部落問題の解決を示す4つの指標

清水議員は、地域格差の是正、偏見の克服、住民の自立、自由な社会的交流の進展を部落問

題の4つの指標とし、これまでの取り組みによって基本的には解決されていると述べました。しかし、この法案の提案者側からみれば、これらの指標に基づいたとしても、それぞれにおいて改善は見られるが、依然として課題は存在しています。

### ○「民権連」と大阪府教委とのやりとり（2015年）

また、清水議員は以下のような「民権連」という共産党系の運動団体と大阪府教委とのやり取りを紹介し、意見を述べています。

「生徒から先生に対し、被差別部落は今もあるのですか、どこですかと聞かれたら先生はどう答えるのか。先生はこう言いました。『生徒から聞かれたとしても、そんなん、今部落差別はないという答え方になると思います。』『どこやと聞かれたら答えないです。かつて差別されたところはあるかもしれませんが、今はそんなことないよという言い方になります』それが今日の同和問題の到達点だ」と清水議員は、述べました。

これに対して提案者側は、「歴史的社会的に周りから被差別部落としてみられている地域は存在している。この地域とそこに暮らす人、その地域の出身者に対する差別は不当なものであるので国、自治体、国民が力を合わせ、その解消のために努力してきている」、「どこにあるかについては、その地域との連携の度合い、当該児童・生徒の部落問題理解の度合い、その学校の部落問題に関する教育計画との関係等を踏まえ回答しないとイケない」と回答することになると思われます。

ちなみに、住吉地区には、地元の小学3年生と6年生、中学1年生や住吉・住之江同和人権教育推進協議会の新転任研修の一環として学校教員のみなさんも来られます。そこで、かつてどのような差別があり、どのように地域をつくり変え、差別をなくすためにどのような努力をしてきたかということ伝えていきます。信頼関係を築きながら取り組みを積み上げていきます。地域を消し去ったり、隠したりしてはいけません。

## ○「特別措置法」終了の捉え方

この法律に反対した清水議員の考え方は、「特別措置法が終了した＝部落差別がなくなった」のになぜ法律を作るのかということです。特別措置法が終了したことの捉え方が違うのです。ここで1996年5月の地域改善対策協議会意見具申が意味を持ちます。

### 地域改善対策協議会意見具申（1996年5月）

地域改善対策協議会意見具申では、特別措置法が終了した後の同和問題について、基本的に以下4点を指摘しています。

#### 基本認識

- ①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、以前として重要な課題。
- ②同和問題など様々な人権問題の解決は、国際的な責務。
- ③同対審答申の精神を踏まえて、国、地方公共団体、国民の一人ひとりが同和問題解決に主体的に努力を。
- ④同和問題解決にむけた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題解決につなげていく。

この内、④番目は、33年間特別措置法があった時代となくなった段階の取り組みとの違いです。何が違うかということ、33年間は部落だけに着眼して特別に事業をやってきましたが、これからは部落問題の解決に取り組めば、同時に他の問題の解決にもつながるという考え方でいこうという提案です。この考え方で制定された法律が人権教育・啓発推進法です。

これらは、考え方だけなので、今後の主な課題として4点提案しています。

#### 今後の主な課題

- ①依然として存在している差別意識の解消→教育・啓発。人権教育・啓発推進法の制定
- ②人権侵害による被害の救済等→（規制）・救済
- ③教育、就労、産業等の面での較差→一般施策（改善、創設含む）の活用
- ④施策の適正化→行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除など

いずれにしても、特別措置法が終了しても同和問題は存在しているし、新たな取り組みが必要だということです。

## ○部落差別の定義について

今回の法律では、部落差別の定義をしていません。清水議員はその点について質問し、提案者は、定義しかなかった理由を3つ挙げました。

- ①今回の法律は、特別の事業を実施するためのものではないし、罰則を伴った法律ではないので必要ではない。
- ②同対審答申以降のながれの中で部落問題に関して一定の共通理解が形成されている。
- ③厳格な定義を置かない方が、今後新たな形態で生じてくる部落差別に対処できる。

## ○実態調査について

清水議員は、実態調査について何をどのように調査するのかを質問しています。提案者は、実態調査については、インターネット上の差別、結婚差別に代表される差別事件を調査したいと述べています。

## ○理念法は差別を固定化するのか

清水議員は、今回の法律ができることによって、新たな差別を掘り起こしたり、特定の地域と住民を部落と示唆し得るものであり、理念法を作ること自体が差別を固定化、永久化するものだと言わなければならないと質問しています。これに対して提案者は、差別は現存しており、法律は、その差別の解消に役立つものであり、3つの効果を具体的に示しています。

- ①インターネット上の差別情報に影響されることを防ぐ。
- ②部落出身者から自治体職員への相談への対応（特別措置法終了後、対応しなくともよいとの誤解が存在している）を改める。
- ③結婚差別についても表面化していないものが少なくない、この根絶をめざす。

## <議論の根底にある問題>

議論の根底にある問題は次の2点です。



### ① 部落差別の現状の認識の違い

法律に反対した人たちは、部落差別は解消しているという意見です。一方、提案者は、環境改善面を中心に改善されてきたが意識面や差別事件の面で依然として差別が現存しているということを踏まえて法律の必要性を述べています。

### ② 部落が解放された姿の捉え方の違い

清水議員は、部落をあえて顕在化せず、消し去ることが良いと述べています。しかし、この法律の提案者や私たちは、被差別部落が存在していたとしても部落出身であることを明らかにしても差別されない社会をつくりだす、こういう考え方でいかないといけないと考えています。なお、部落を消し去ることができない理由が5つあります。

#### <理由>

- ① 集落としての部落は、簡単になくならない。
- ② お正月やお盆にふるさとに帰りお墓参りをするといった風習は、簡単になくならない。
- ③ 日本の歴史を教えるとき、江戸時代の身分制度や明治以降の水平社の創立、水平社宣言等を教える必要がある。
- ④ 部落の歴史を明らかにし、文化を継承発展させようという取り組みが各地に存在している。
- ⑤ 戸籍制度と電子版「部落地名総鑑」が存在している。

インターネットで「全国の部落の所在」と検索すると部落地名総鑑が出てきます。我々は削除を要請していますが次から次へと別のプロバイダー（中継業者）を使って、載せています。消し去るのは不可能に近いのです。では、どう

したら良いのか。最終的には、掲載されている差別的な内容を見ても差別をしない人間をつくるしかないのです。つまり我々は、部落をなくしたいのではなく、部落差別をなくすんだ、ということです。このことを私は、障害者の解放運動から学びました。障害者の運動とは何かというと「障害をなくす運動」ではなく、「障害があることで差別されている状態の解消、物理的なバリア・心理的なバリアを取り除く運動」です。部落問題も一緒に、我々は部落を消し去る運動をしているのではなく、部落に対する差別をなくす運動をしているのです。その点をもう一度、再確認しながら、部落差別解消推進法を活用していくことが重要です。

### 9. 今後の課題

まず、各方面で、この法律制定の意義と課題、今後の活用法等についての議論を起こすことが重要です。昨年、障害者差別解消法とヘイトスピーチ解消法も制定されました。この二法と比べて部落差別解消推進法は、メディアにほとんど取り上げられませんでした。そのため知らない人が圧倒的に多い。だから知ってもらうということからまずはじめなければなりません。

次に、各自治体がこの法律の制定を踏まえて、取り組まねばならない課題について検討する必要があります。このためには、議員研修、職員研修、市民等への広報が求められています。また、部落差別解消推進のための相談体制の充実、教育・啓発のレベルアップ、政府の実態調査への協力が重要です。

さらに、国のレベルでも同様に、議員研修、職員研修、国民（プロバイダーや不動産業者をはじめとする企業を含む）等への広報が求められています。また、部落差別解消推進のための相談体制の充実、教育・啓発のレベルアップ、実態調査の実施が重要です。

### 10. おわりに

今年は、日本国憲法が施行されて70年になります。憲法14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的

身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。この条文の「社会的身分」には、部落差別も含まれています。憲法では、「差別されない」と書かれているのに、未だ差別はされ続けている現状があります。憲法の仲規定を実行するためには法律が必要になります。その法律がこの部落差別解消推進法なのです。

我々は、1985年から部落問題の根本的な解決に役立つ「部落解放基本法」の制定に向けて運動してきました。それが今回、100%完全なものではありませんが、部分的に実現したと思います。

私は、この法律ができたときに「伏流水」ということばを思い出しました。富士山の頂上に降った雨が何十年もかけて潜流し、麓に湧き水として溢れ出すのと同じで、1985年からやってきた運動が無駄ではなかったのです。

今回の部落差別解消推進法ができたから部落差別が解消されるのではなく、この法律を活用して部落差別の解消をめざして相談体制を充実し、教育・啓発を積極的に推進しなければなりません。また、インターネット上の差別情報をはじめとした差別事件をはじめとした実態調査の早期実施を求めていかねばなりません。そして審議会を設置し、そこでの審議を踏まえて、効果的な救済に役立つ人権委員会を設置するための法律の制度や悪質な差別に対する法的規制を実現しなければならないと思います。

この法律の制定を踏まえて、国・自治体はもとより、市民一人ひとり、市内の各団体、学校等が部落差別解消推進に向けて、現状を見つめなおし、何ができるのかの議論を巻き起こすことが求められるということをみなさんに訴えたいと思います。

## ■住吉隣保事業推進協会のうごき

### 基礎教育保障学会

#### 第2回研究大会・フィールドワーク報告

基礎教育保障学会・研究大会委員長  
岩槻知也（京都女子大学）

2017年9月2日、基礎教育保障学会は、第2回研究大会のフィールドワークを、ここ住吉

地区において実施しました。おかげさまで、全国各地から50名近くの参加者が集まり、ほんとうに様々なことを学ばせていただきました。まずは、われわれの訪問を快く受け入れていただき、心強いご挨拶をくださった住吉隣保事業推進協会の友永健三理事長、事前の相談から当日の実施に至るまでたいへん丁寧にご対応くださった友永健吾さんを始めとする協会スタッフの皆さま、またご自身の経験に基づく貴重なお話を語ってくださった住吉輪読会の皆さまに、心より御礼を申し上げます。

今回のフィールドワークを主催した基礎教育保障学会という組織は、2016年8月に発足した、たいへん新しい学術団体です。ここでいう「基礎教育」とは、人間が人間として尊厳をもって生きていくために必要となる基礎的な教育のことを指しますが、本学会では、このような基礎教育を、すべての子どもや大人が等しく受けられるような社会の構築をめざして活動を進めています。この学会には、教育や福祉、労働等に関わる多彩な分野の研究者や実践者が加入しているため、「人権のまちづくり」というコンセプトで総合的な取り組みを進めてきた住吉地区に対する関心も非常に高かったように思います。

さて、当日のフィールドワークの具体的な内容ですが、まず最初に、住吉輪読会の吉田敏彦さん、木本久枝さん、梶川田鶴子さんのお話を伺いました。住吉輪読会は50年以上もの歴史を持つ伝統のある識字学級ですが、このお三人は、その開設当初からの歴史を実際に経験してこられた方々です。「福岡の田川で始まった識字学級を住吉でもやろう」ということで開かれた輪読会に小さな子どもを連れて通ったこと、「部落ってなに？」という子どもの質問に答えるために部落問題の勉強を一所懸命にがんばったこと、「字習（なろ）うて、腹ふくれるんか」という夫に焼酎を飲ませ早く寝かせてから教室に通ったこと、教室の参加者が2人になって悩んでいるときに送られてきた石川一雄さんからの手紙に励まされて教室の仲間を増やそうと決意したことなど、ご自身の経験に基づく、たいへん力のこもったお話ばかりでした。この識字学級を50年以上も続けられたのはなぜか…それは「何でも話し合える、そして支え合える仲間がいたから」という木本さんの言葉が強く印象に残っています。

次に住吉隣保事業推進協会の友永健吾さんから「住吉部落の歴史と人権のまちづくり」というテーマでレクチャーをいただき、3グループに分かれて地区内のフィールドワークを行いました。まずレクチャーでは、友永さんご自身の生い立ちをも含めた自己紹介ののち、住吉地区の概況や2009年に実施された「労働実態調査」の結果が具体的なデータで示されました。その数字をみて、改めて若い世代や女性の失業率の高さ、母子家庭の比率の高さを認識しました。さらに戦後から現在に至る住吉地区のまちづくりの歴史を具体的にわかりやすく跡づけていただいたことで、現在の住吉の取り組みの視野の広さや「自立自闘」「自主解放」の精神の源（みなもと）を知ることができたように思います。

その後、協会スタッフの皆さんのご先導のもと、地区内を歩き、住吉の「まちづくり」の実際を体感しました。「人と人がつながれる居心地のよいまち」をつくるための工夫があちこちにあり、いろんなことを感じたのですが、ここでは紙幅の都合上、1点だけ、特に印象に残っていることをご報告します。その1点とは「すみよし隣保館 寿」の存在です。キッチンもついていて、きれいなガラス張りの、明るく開放的な「近隣交流スペース」は、フィールドワーク当日も、いろんな世代の方々にぎわっていました。このように、近隣の住民が気軽に立ち寄ってともに時間をすごすことのできる場の存在が「居心地のよいまち」をつくるうえできわめて重要になってくると、そのとき改めて思いました。さらにこの施設は「ここに来ればなんでも相談にのってもらえる」という、タテ割りではないワンストップの生活相談機能をもち、また自治会等の諸団体や地域包括支援センターといった地域の重要な組織・機関の共同の拠点にもなっているということです。社会的な「孤立」や「排除」の問題が地域における大きな課題となっているいま、この「すみよし隣保館 寿」のような施設の存在が、部落内外を問わず、ますます求められているように感じました。

最後に質疑応答の時間を設けましたが、ここでは、参加者の一人から「若いころに身につけた部落に対する偏見や差別意識をなかなか払拭できない」という率直な思いがストレートに出されました。このフィールドワークに参加し

て、これまでわだかまっていた部落への感情が、そのまま出たのだと思います。この参加者の発言に対して、まず友永健吾さんから「頭の中だけでそのような差別意識を払拭することは難しいが、部落の人とのいい出合いを重ねながら、いろんな疑問を出し合い、話し合える仲間や場を見つけてほしい。今日もそのような機会の一つだと思う」という主旨のお話があり、それに続けて他の参加者からも、当事者の思いを聞くことの重要性、部落問題について知ることの重要性等が語られました。また住吉輪読会の梶川さんからは「私たちが部落差別をつくったのではないということを知ってほしい、またそのことがわかるような教育をしていかなければならない」「差別の問題は部落問題だけではない。人権という広い視野にたって、人を育てる教育をしていかなければならない」という主旨のお話がありました。終了時間の関係で、議論を打ち切らざるを得なかったのが残念でしたが、このようなテーマについて話し合える場を持てたことは、たいへん意義深かったと思います。

### 前田雅之 前専務理事のご逝去を悼む



当公益財団の専務理事をしておられた前田雅之さんが、去る11月22日、間質性肺炎で逝去されました。享年66歳という若さでした。

前田さんは、地域の困りごとを抱えた方々に対する相談には親身になっ

て応じられ、多くの人々から深く信頼されてきました。まさに隣保事業に携わる職員の鏡ともいえるべき存在でした。

それだけでなく、法人制度改革で財団法人住吉隣保館から今日の公益財団法人住吉隣保事業推進協会へと移行する作業、さらには、昨年4月から新しく開設した住吉隣保事業推進センター（すみよし隣保館 寿）の建設に伴う作業、の複雑な実務を担い、いずれも見事に所期の目的を達成するうえで大きな功績を残されました。

2016年6月に専務理事を退任されてからも、引き続き理事としてお残りいただき、すみよし隣保館 寿の管理・運営を持続可能なものとし

ていく上で、前田さんが持っておられた経験とお知恵をいただきたいと願っておりましたので、この度のご逝去は、残念至極と言うほかはありません。

残されました役員と職員一同、前田さんのご尽力によって今日がある公益財団と隣保館を住吉地区住民はもとより、多くの市民の人権を守り、幸せを実現していくための砦としていくために精一杯尽力することを今は亡き前田さんにお誓いしたいと思います。

2017年11月30日  
公益財団法人住吉隣保事業推進協会役員・職員一同

### 「人権のまちづくりを考える」 すみよし連続講座1月例会の案内

**大災害！ そのときどんな支援が必要か  
～被災地での支援活動に学ぶ～**

ある日突然の激しい揺れ。家の中も町の様子も一変したなか、おとなも子どもも、障がい者も高齢者も逃げ惑う・・・南海トラフを震源とする巨大地震が、近い将来必ず起こるとされています。

東日本大震災、熊本地震などでいち早く現地入りし、地元の人たちと協力しながら支援活動を行ってきたNPO法人み・らいずの活動は、NHKテレビなどでも紹介されました。そこで見えてきたのは、人と人とのつながりが命を救い、復興を支えるということ。

生々しい体験とともにその教訓を学びます。

日時 2018年1月20日(土)午前10時～正午

場所 すみよし隣保館寿3階大会議室

講師 榎谷礼路さん、若松周平さん

(NPO法人み・らいず)

参加費 500円(賛助会員は半額)

申込・問合せ

(公財)住吉隣保事業推進協会 (06-6674-3732)

### 住吉部落史研究会の案内

**1960年代の住吉地区における  
部落解放運動について**

今回は、住吉地区における部落解放運動が、住吉隣保館を拠点に本格的に大衆化していった1960年代をテーマとして取り上げます。

日時 2018年2月10日(土)

午後3時半～午後5時半

場所 すみよし隣保館寿1階近隣交流スペース

講師 吉田 敏彦さん(元住吉隣保館職員)

参加費 500円(賛助会員は半額)

申込・問合せ

(公財)住吉隣保事業推進協会 (06-6674-3732)

### 賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

＜年会費＞

個人：3,000円

団体：10,000円

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

### ご寄付のお礼とお願い

11月末現在までに4名と1団体から合計¥4,005,000のご寄付をいただきました。いただいた寄付は法人事業の充実のため大切に使用させていただきます。

私たちは「地域社会における支援を要する人びと等に対し、生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うと共に、地域社会におけるあらゆる差別の撤廃をめざす運動を基軸に地域住民の人権意識を高め、以ってコミュニティの活性化と社会福祉の増進に寄与する」という理念を掲げその実現をめざして公益目的事業に取り組んでいます。私共の活動についてご賛同頂ける皆さまに、ご寄付を賜りますようお願い申しあげます。

＜寄付受付口座＞

みずほ銀行 住吉支店(店番号:471)

普通口座(口座番号:1606068)

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会

ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

\*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します。

